

答 申 第 1 3 9 号

平成 22 年 11 月 26 日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成 22 年 5 月 17 日付神産観第 54 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成 21 年度実施の須磨海浜水族園指定管理者応募にかかる、  
指定申請書・事業計画書（財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分）」  
の非公開決定に対する不服申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

- (1) 指定申請書に記載された「担当者の職名・氏名・Eメールアドレス」及び「水族園の管理運営を希望する理由」を非公開とした決定は妥当である。その余の情報について、非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。
- (2) 事業計画書を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求を行った。  
「神戸市立須磨海浜水族園指定管理者候補者(財団法人神戸国際観光コンベンション協会)の指定申請書及び事業計画書一式(平成21年度実施分)」
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、財団法人神戸国際観光コンベンション協会から提出を受けた「須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者指定申請書・事業計画書」を特定し、非公開とする決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた公文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成22年4月15日付の異議申立書、平成22年7月29日付の意見書及び平成22年9月16日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公文書非公開決定通知(神国文観第448号-2)による公文書の非公開に対して異議を申し立てる。異議申立ての趣旨及び理由を以下に詳述する。

今般、平成22年度～平成25年度の指定管理者公募に対する応募者2者、「ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体」(以下「共同事業体」と略記)、「財団法人神戸国際観光コンベンション協会」(以下「協会」と略記)の「平成21年度実施の須磨海浜水族園指定管理者応募にかかる須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者指定申請書・事業計画書」に対する公開請求を行ったところ、共同事業体分が部分公開決定であったのに対し、協会分は非公開決定とされた。

公の施設の指定管理者の選定基準と選定プロセスは、十分に公開されるべき性質のものであり、特に少人数で構成される選定委員会によって指定管理者候補者が選定される現状のもとでは、その選定が妥当であったかを検証する手段が、何人に対しても担保されるべきである。ところが、今回の共同事業体分のみの部分公開では、比較検証が不可能であるため、協会分も、共同事業体分と同様の部分公開とすべきである。

なお、以下に補足的に、今回異議申立てを行う理由を説明する。

- (1) 協会は、神戸市が情報公開の対象とする外郭団体であり、これら外郭団体に関しては、神戸市のホームページ上に「2002年（平成14年）4月より『神戸市情報公開条例』に基づいて、市の制度に準じ団体において自主的に規定を設け、原則として全ての文書を公開とする情報公開を行っています」と明記されている。
- (2) 協会は、昭和62年以来、須磨海浜水族園を神戸市から管理委託され、指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度～平成21年度までは指定管理者として指定されている。税金を投入されてきた市の外郭団体が、民間共同事業体に指定管理者の公募で負けるという事態に対しては、これまでの長年にわたる水族園の管理運営に対する設置者責任、並びに管理運営者であった財団の責任が検証されるべきであるが、この検証作業に必要な公文書を非公開とするのは、検証の機会を妨げるものである。
- (3) 神戸市のホームページ上に公開されている須磨海浜水族園の管理運営に対する評価結果は、平成19年度「4」、平成20年度「4」、平成21年度「AA」となっている。相対的に高い評価を受けてきた協会が、今回、指定管理者候補者に選定されなかった原因を解明するためには、「指定申請書及び事業計画書一式」を比較検討するプロセスが欠かせない。
- (4) 自治体出資法人が指定管理者であった水族園において、民間事業者指定管理者を交代するのは、全国的にきわめて稀なケースであり、今後、他自治体における指定管理者の選定に大きな影響を及ぼすものと考えられる。神戸市は、設置者として今回の選定の妥当性に対して説明責任を負うはずであり、積極的な情報公開は、その一手段である。
- (5) 今回の公文書非公開決定通知書には、「公開をしない理由」として、「指定管理者候補者として選定されなかった団体の応募書類については、公開することにより当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。(条例第10条第2号ア)」が上げられている。しかし、上記(3)であげた協会に対する過去3年間の相対的に高い評価から推測すれば、今回の指定管理者選定基準及び選定プロセスを明らかにすることが、必ずしも協会に不利益をもたらすとは限らず、むしろ協会の名誉回復につながる可能性も否定できないはずである。

以上の理由により、「財団法人神戸国際観光コンベンション協会」による「平成21年度実施の須磨海浜水族園指定管理者応募にかかる須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者指定申請書・事業計画書」は、「ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体」提出の当該公文書と同等の部分公開がなされるべきである。

また、平成21年度実施の須磨海浜水族園指定管理者候補者公募の選定結果は、市ホームページ掲載の資料によると、指定管理者候補者に選定されたウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体が72.5点、これに対しA団体（財団法人神戸国際観光コンベンション協会と推定される）が70.0点と、100点満点中わずか2.5点の差であ

る。候補者に選定された団体と僅差で敗れたコンベンション協会の指定申請書・事業計画書は十分評価に値するものと考えることが可能であり、これを公表することが当該申請者の社会的評価を損なうとは、社会通念上、考えがたい。

須磨海浜水族園の今期指定管理期間は、平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までであり、次期指定管理者選定は平成 25 年度中と推測される。「同団体の企画・提案・管理運営上の情報」は、仮に同団体が再度指定管理者に応募するにしても、現指定管理者の管理運営実績等を参考にした上で当然書き換えねばならないはずであり、3 年後にそのまま再利用可能な内容とは考えがたい。なお、申立人が求めているのは、すでに部分公開されたウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体分と同程度の部分公開であり、特にオリジナリティーが高く、3 年後にも陳腐化しないと考えられる部分に関しては非公開で差し支えない。

また、飼育技術・研究能力を有する市職員が、平成 22 年 4 月の指定管理者交代に伴い、当該団体から市へ引き上げていることから、同団体が他の類似事業へ事業展開を図る可能性は、低いものとする。

上記の理由により、「平成 21 年度実施の須磨海浜水族園指定管理者応募にかかる須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者指定申請書・事業計画書（財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分）」の非公開は、同団体の競争上の地位その他正当な利益を害するとは考えられない。

非公開理由説明書では、「条例第 10 条第 2 号アに該当」することが理由とされているが、法人等への不利益を判断する際には、当該法人の性質を考慮すべきである。公益法人は、一般の営利企業より国民の監視を受けてしかるべきとする。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 22 年 6 月 16 日付の非公開理由説明書、平成 22 年 6 月 25 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

須磨海浜水族園の指定管理者制度は、平成 18 年度から導入され、指定を受けた団体は 4 年間本件施設の運営に携わることになり、4 年ごとに指定管理者の選定作業を行うことになる。平成 22 年度から 4 年間の施設管理を担う指定管理者の選定作業は、平成 21 年 8 月から行った。

本件請求の対象文書に記載された情報は、財団法人神戸国際観光コンベンション協会が、どのような内容の提案を行い、その結果指定管理者に選定されなかったことが明らかになるものであり、公にすることにより、当該申請者の社会的評価を損なうおそれがある。

また、当該情報は、まだ公になっていない同団体の企画・提案・管理運営上の情報であって、今後の同団体の事業展開の中で活用する可能性のあるものであるから、公にすることにより、同団体の今後の事業展開に支障が生じる可能性がある。

よって、同団体の競争上の地位その他正当な利益を害することになると認められたものである。(条例第 10 条第 2 号アに該当)

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立てについて

本件の争点は、平成 21 年度実施の須磨海浜水族園指定管理者応募にかかる「須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者指定申請書・事業計画書（財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分）」（以下「本件公文書」という。）の非公開決定処分である。

以下検討する。

### (2) 須磨海浜水族園の指定管理者選定について

実施機関によると、須磨海浜水族園は水族に関する専門機関であり、社会教育施設として、かつ観光施設としての機能を有している。本件施設の指定管理者制度は、平成 18 年度から導入され、指定を受けた団体は 4 年間本件施設の運営に携わることになり、4 年ごとに指定管理者の選定作業を行うことになる。指定管理者選定の審査は、主に指定申請書と事業計画書の内容審査と応募者の事業計画書に基づくプレゼンテーションによって行われており、提出書類を中心に審査を行っている。平成 22 年度から 4 年間の施設管理を担う指定管理者の公募を行ったところ、3 団体から応募があった。選定の結果は、候補者であるウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体は 72.5 点、落選者 A は 70.0 点、落選者 B は 27.3 点となり、この結果を平成 21 年 11 月 4 日付で公表したとしている。

なお、実施機関は、落選者 A 及び落選者 B の団体名については明らかにしていない。

### (3) 「指定申請書」の非公開決定について

実施機関によると、財団法人神戸国際観光コンベンション協会は神戸市が 100% 出捐している外郭団体である。「指定申請書」は、「(様式 1-1) 指定申請書」及び「(様式 1-2) 団体概要」によって構成されている。「(様式 1-1) 指定申請書」には「申請者」「応募に関する担当連絡先」等が記載されており、「(様式 1-2) 団体概要」には「法人・団体名」「代表者名」「所在地」「役員数」「職員数」「設立年月日」「主な事業」「経営における理念・経営方針」「法令遵守」「経営状況（直近の 3 年度分）」「須磨海浜水族園の管理運営を希望する理由」「類似業務に関する実績」「環境負荷低減への取り組み」が記載されているが、実施機関としてはすべての情報を非公開としている。

審査会が本件公文書を見分したところ、「(様式 1-1) 指定申請書」の「応募に関する担当連絡先」に「担当者の職名・氏名・E メールアドレス」が記載されているが、この種の情報は特定個人の勤務先に関する情報であり、公にすることにより、特定個人の権利利益を害すると認められることから、本件情報は条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。また、「(様式 1-2) 団体概要」の「水族園の管理運営を希望する理由」欄には、提案応募にあたっての団体固有の意思が記載されており、

当該団体が落選した団体であることを前提とした場合、この種の情報は広く一般に公表されている情報とは認められないことから、本件情報は条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

その余の情報については、すでに公表されているか、外郭団体としての性質上、特段秘匿すべき理由もないものと認められることから、公開すべきである。

(4) 「事業計画書」の非公開決定について

審査会が本件公文書を見分したところ、「事業計画書」には、「運営上の基本方針」「施設の運営体制・組織」「必要人材の配置と職能」「施設の維持管理及び委託業務等の内容と委託先選定方法、地元企業活用策」「集客力の向上」「施設の魅力向上のための投資」「飼育展示の概要と取り組み」「展示事業の具体的な企画提案」「学芸普及（社会教育）活動の概要と取り組み」「調査研究及び生物多様性の保全に関する取り組み」「収支計画」について記載されている。実施機関は、これら全ての情報を非公開としている。

一般的には、落選者に関する情報は公にするほどに落選者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めないことから、およそ落選者に関する情報は公開しないとする取り扱いをされているところである。また、本件請求においては、本件公文書が水族に関する専門機関の管理運営に関するものであり、生物に関する専門的知識を活用した応募者の創意工夫が盛り込まれていることから、落選者としては自ら活用することもないままに社会に流通していくことは望まないのが通常であろうし、情報公開制度上においても、この点について一定の配慮を行うことについて不合理であるとはいえない。

したがって、本件公文書を公にすることにより、落選者にとっての競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成22年5月17日	—	* 諮問書を受理
平成22年6月17日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成22年6月25日	第241回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成22年7月30日	—	* 申立人から意見書を受理
平成22年8月18日	第242回審査会	* 審議
平成22年9月16日	第243回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成22年10月25日	第244回審査会	* 審議
平成22年11月22日	第245回審査会	* 審議